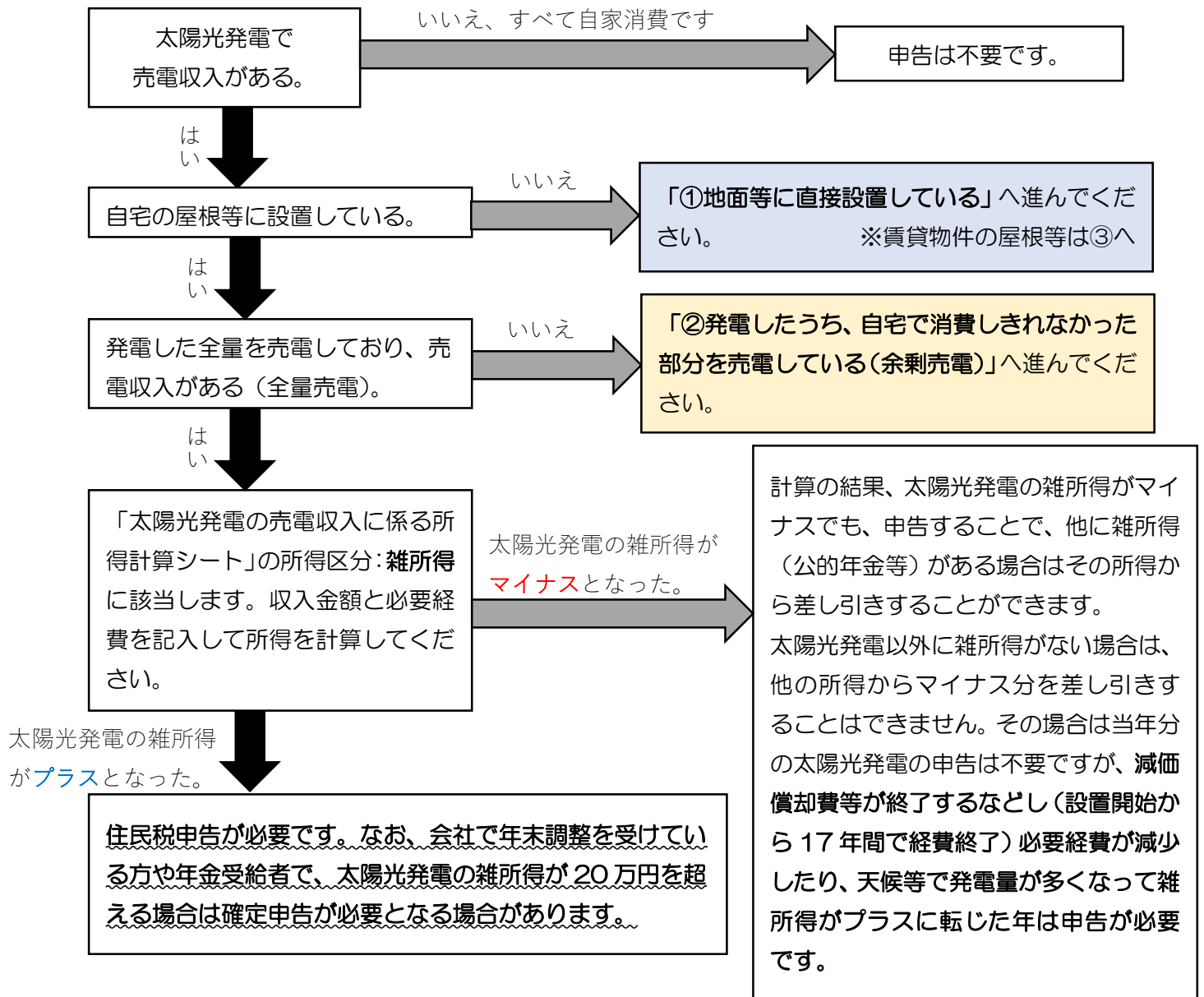
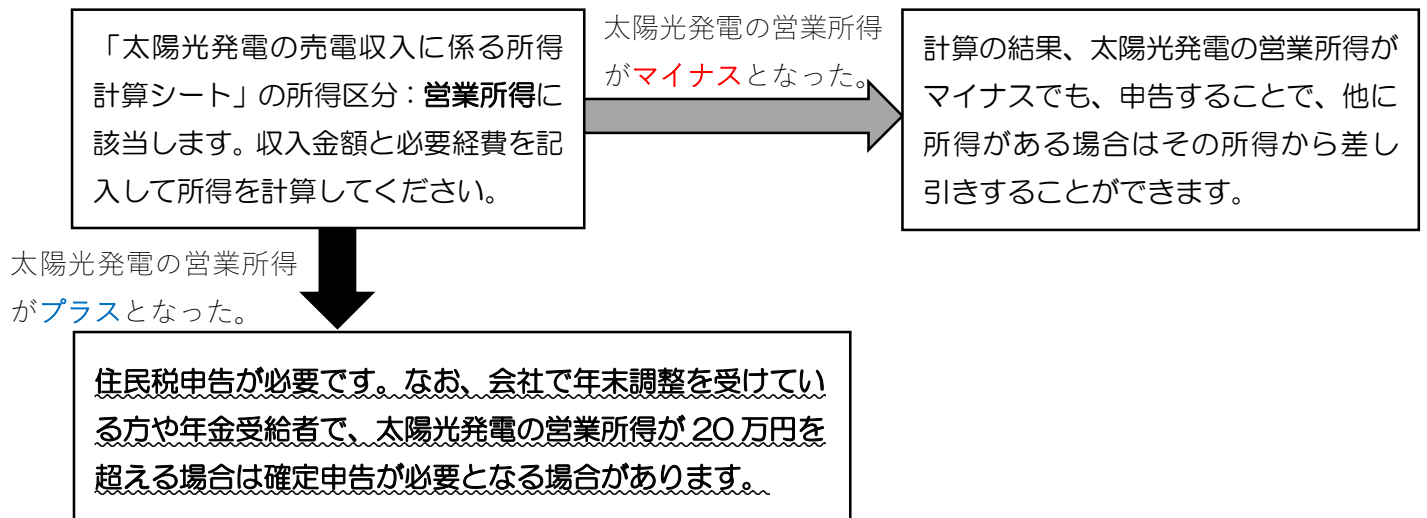


# 太陽光発電の所得申告について



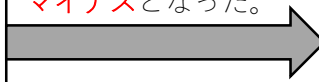
## ①地面等に直接設置している。



②発電したうち、自宅で消費しきれなかった部分を売電している（余剰売電）。

「太陽光発電の売電収入に係る所得計算シート」の所得区分：雑所得に該当します。収入金額と必要経費を記入し、必要経費を自宅消費割合（家事消費分）で按分し、売電収入から引いて所得を計算してください。

太陽光発電の雑所得が  
マイナスとなった。



計算の結果、太陽光発電の雑所得がマイナスでも、申告することで、他に雑所得（公的年金等）がある場合はその所得から差し引きすることができます。

太陽光発電以外に雑所得がない場合は、他の所得からマイナス分を差し引きすることはできません。その場合は当年分の太陽光発電の申告は不要ですが、減価償却費等が終了するなどし（設置開始から17年間で経費終了）必要経費が減少したり、天候等で発電量が多くなって雑所得がプラスに転じた年は申告が必要です。

太陽光発電の雑所得  
がプラスとなった。



住民税申告が必要です。なお、会社で年末調整を受けている方や年金受給者で、太陽光発電の雑所得が20万円を超える場合は確定申告が必要となる場合があります。

③賃貸物件の屋根等に設置している。

自己が所有している賃貸物件（アパートなど）の屋上や屋根等に設置している太陽光発電の売電収入は、家賃収入と同じ不動産所得に該当します。不動産収入に含めて申告をしてください。